第五十一条の十五第一項第六号の二中「第百三条の二第三十四項」を「第百三条の二第三十七項」に改め、同条第二項の表三の三の項中「を除く。）」の下に「（十四の項に掲げる事項を除く。）」を加え、同表十四の項を削り、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 十四　法第百三条の二第七項及び第八項の規定により届け出る事項　電波利用料に関する事項 | その広域専用電波を使用する免許人が設置する広域専用電波を使用する無線局（当該無線局が広域専用電波を使用する場合であつて、当該広域専用電波が複数の区域にわたつて使用されるもののうち、あらかじめ総務大臣に届け出た区域において使用されるものに限る。）の数 |
| 十五　納付受託者に関する事項 | 納付受託者の住所又は主たる事務所の所在地 |

別表第十一号の三中「第103条の２第11項」を「第103条の２第13項」に改め、同表を別表第十一号の四とする。

別表第十一号の二中「第103条の２第10項」を「第103条の２第12項」に改め、同表を別表第十一号の三とし、別表第十一号の次に次の一表を加える。

別表第十一号の二（第51条の10の２の３、第51条の10の２の７関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

開設特定無線局数届出書
新規（既存）免許開設局届出書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

届出者（注２）郵便番号
住　所
氏名又は名称　㊞
（氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

下記のとおり、電波法第103条の２第７項／第103条の２第８項の規定により　年　月末現在の開設特定無線局数／新規（既存）免許開設局の数を届け出ます。

記

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 同等特定無線局区分 | （　）（注３） |
| 2 | 包括免許の番号 | |
| 3 | 最初の包括免許の年月日 | |
| 4 | 包括免許の年月日 | |
| 5 | 包括免許の有効期間 | |
| 6 | 開設無線局数 | 局（　）（注４） |
| 7 | 総合計 | 局（　）（注５） |

短　辺　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

２　代理人による届出の場合は、届出を行う包括免許人に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

３　第51条の10の２の２の該当する区分を記載すること。なお、法第103条の２第８項の規定に基づき届け出る場合は、括弧内に新規免許開設局又は既存免許開設局を記載すること。

４　法第103条の２第８項の規定に基づき届け出る場合は、当月末における開設無線局数のほか、括弧内に直近の届出時以後の増減数を記載すること。

５　１の欄に記載した同等特定無線局区分に係る包括免許の当月末における開設無線局数の合計局数を記載すること。なお、法第103条の２第８項の規定に基づき届け出る場合は、括弧内の区分に係る直近の届出時の合計数からの増加数を記載すること。

６　不要の文字を抹消すること。

７　１の欄に記載した同等特定無線局区分に包括免許が二以上あるときは、包括免許ごとに２の欄から６の欄までを記載すること。

８　１の欄に記載する同等特定無線局区分が二以上あるときは、同等特定無線局区分ごとに１の欄から７の欄までを記載すること。

９　全てを記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第十一号中「別表第十二号」を「別表第十二号（第51条の11関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）」に、「第103条の２第16項」を「第103条の２第18項」に改める。

別表第十一号の三中「（第51条の11の２の４関係）」を「（第51条の11の２の９関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）」に、「第103条の２第19項」を「第103条の２第22項」に改め、同表を別表第十一号の四とする。

別表第十一号の二中「第51条の11の２の３」を「第51条の11の２の８」に、「第103条の２第18項」を「第103条の２第21項」に、「同条第11項」を「同条第13項」に改め、同表を別表第十一号の三とし、別表第十一号の次に次の一表を加える。

別表第十二号の二（第51条の11の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

電波利用料延納申請書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

申請者（注２）郵便番号
住　所
氏名又は名称　㊞
（氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

下記のとおり、電波法第103条の２第19項の規定により、電波利用料の延納を申請します。

記

納付すべき電波利用料の期間　年10月１日から始まる１年の期間

短　辺　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

２　代理人による提出の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

別表第十二号及び第十二号の二中「第51条の11の２の５第１項」を「第51条の11の２の10第１項」に、「第103条の２第20項」を「第103条の２第23項」に改める。

別表第十四号中「第51条の11の２の５第２項」を「第51条の11の２の10第２項」に、「第103条の２第20項」を「第103条の２第23項」に改める。